



<様式2-新>

## 平成21年度 評価対象事業一覧（新規事業分）

(評価の対象となる理由：要綱第3条第2項 予算化しようとする事業)

整理番号	事業名 (地区名等)	事業の概要	完成 目標 年度	全 体 事業費 (百万円) (用地費)	市が行った評価の結果						今後の事業の進め方 及び特記すべき内容	対応方針 (案)	福島市公共事業 評価委員会の 意見
					総合評価	社会経済情 勢の状況	費用対効果 分析等	コスト削減 等の可能性	国・県・市・ 民間との役 割分担	市民の参画			
1	ブロードバンド 環境整備事業	<p>(事業目的)</p> <p>福島市内には現在でも超高速インターネット接続環境の未整備地区（飯坂町茂庭・立子山・大波）があり、情報格差が生じている。当該地区は、民間通信事業者による整備が期待できないことから市が通信網を整備し、民間通信事業者へ貸与することにより、超高速インターネット接続環境を提供しようとするものである。</p> <p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間…H21～H22</li> <li>・事業内容…光ファイバーケーブル敷設及び局舎接続施設 (48.8km)</li> <li>・事業費…170百万円</li> </ul>	H22	170	<p>高速インターネットを接続したくてもできない状況は、情報化の時代においてい</p> <p>わば孤立状態であり、情報格差が生じている。民間の整備は期待できないので、早急に市が整備し、ブロードバンドサービス提供を実現させ情報格差の解消を図らなければならない。</p>	<p>国は、平成18年に「いつでも、どこでも使えるインフラ整備を行い情報格差のない社会の実現を目指す」という「IT新改革戦略」を制定し、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消するという目標を掲げている。</p>	<p>産業分野において、「在宅勤務可能等による就業機会の拡大」、「企業立地促進が可能となり、地域住民の雇用機会を確保」、「電子商取引の進展による市場拡大・観光産業の拡大」といった経済効果が得られる。</p>	<p>設計・施行・運営を一元的に委託する電気通信事業者を、公募型プロポーザルにより選定することにより運営を視野に入れた効率的な設計・施工を行うことができ、事業期間の短縮も可能となる。</p>	<p>国補助や地域情報通信基盤整備推進交付金制度を利用し、市が事業主体となって事業を進める。</p>	<p>設計・施工に約1年を要するので22年度へ繰越を予定し、22年度内完成を目標としている。</p> <p>ブロードバンドサービス提供を実現させることにより、情報格差の解消を図っていく。</p>	新規着手		

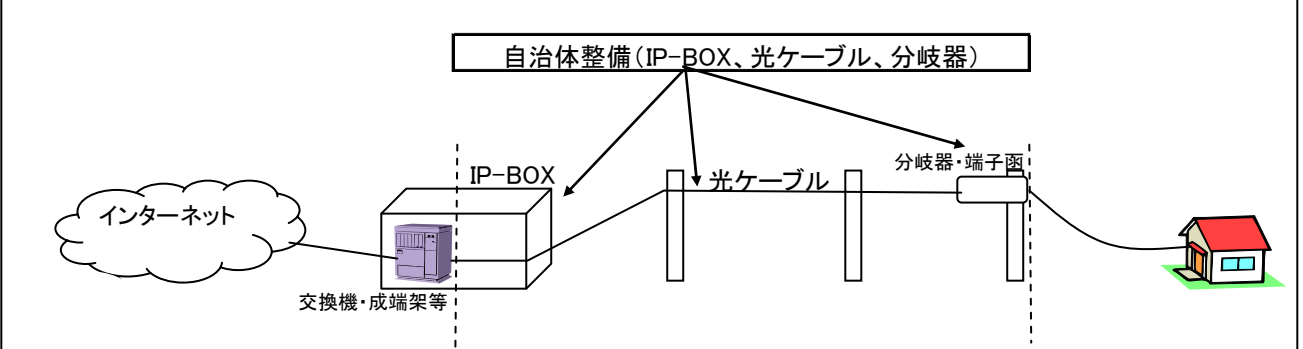
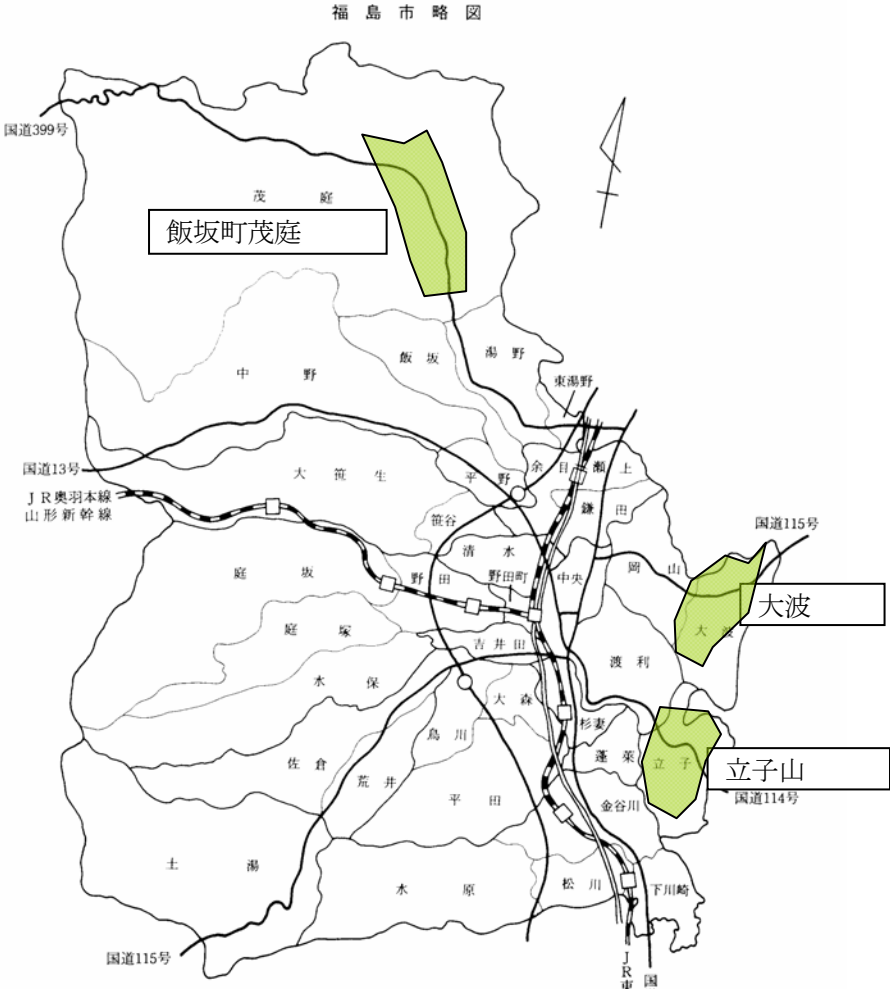
## 事業別評価調書 (チェックリスト)

整理番号	1	事業名	ブロードバンド環境整備事業	補助	地区名(事業箇所名)	飯坂町茂庭、立子山、大波	担当部課名	総務部 情報管理課										
評価を受ける理由		新規事業			事業を巡る社会経済情勢の状況	[事業に関する社会経済情勢等] (特記すべき事項) (1) 事業に関連する項目 国は平成18年に、「いつでも、どこでも」使えるインフラ整備を行い情報格差のない社会の実現を目指すという「IT新改革戦略」を制定し、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消するという目標を掲げた。 ブロードバンドには光ファイバーを利用する「FTTH」、既存電話線を利用する「DSL」、無線を利用する「FWA」などの方式がある。DSLについては、既存の電話回線を利用して通信を行うので工事費や加入者負担が安く抑えられるメリットはあるが、電話局から利用者の距離が長くなると通信速度が極端に遅くなる、または利用ができない等のデメリットがあり、FWAについては、末端までケーブルを敷設する必要がなく工事費は抑えられるメリットはあるが、基地局からの距離や周囲の環境(障害物、天候、他の無線システムとの干渉)により通信速度が低下または通信不能になる場合等のデメリットがある。このため本市としては、距離や自然条件に係わらず安定した通信品質を保て、かつ超高速通信が可能なFTTHを選択した。 平成20年9月時点でのブロードバンドの世帯カバー率は、本市は99.1%であり、福島県95.3%、全国98.6%と比較すると劣るものではないが、当該三地区は前述いずれの方式でのブロードバンドも利用できず、インターネット接続は低速のISDN等に頼らざるを得ない状況であり情報格差が生じている。 (2) 地元住民・受益対象者の意向 当該地区においては、平成17年度より自治振興協議会から、教育・福祉への活用、定住・移住の促進や地元企業の利便性向上のためにブロードバンドの整備が必要であるとの要望があがっている。 立子山においては平成20年度に町内会を通じて利用希望の調査を行い、利用希望との回答が68%という結果が出ている。さらにNTTへの要望提出に必要な仮申込のとりまとめをした時点で42%の申込があった。 (3) 関係機関・団体の意向  [事業に関連する評価指標等] (1) 主要な評価指標  (2) その他特記すべき事項												
根拠となる項目 (○をつける)		要綱 第3条第1項(1) 事業採択から5年経過した時点で未着工の事業 第3条第1項(2) 事業採択から10年を経過した時点で継続中の事業 第3条第1項(3) 評価実施から5年経過した時点で継続中の事業 第3条第1項(4) 計画変更を行おうとする事業(軽微なものは除く) 第3条第1項(5) その他社会経済情勢の変化に伴い評価実施の必要が生じた事業 ○ 第3条第2項 事業に係る予算を新たに措置し、又は事業に着手しようとする事業 第3条第3項 本要綱と異なる対象事業案件が通知された国庫補助事業等																
事業根拠法・要綱等の名称																		
事業の概要	[事業目的及び全体計画]																	
	(1) 事業目的		福島市内には現在でも超高速インターネット接続環境の未整備地区があり、情報格差が生じているが当該地区は採算性により民間通信事業者の整備が期待できないことから、市が光ファイバー(「FTTH」)による通信網を整備し、民間通信事業者へ貸与することにより、地区住民の願いである超高速インターネット接続環境を提供しようとするものである。															
	(2) 全体計画		飯坂町茂庭、立子山、大波地区において、光ブロードバンドサービスを利用可能にするために必要な光ファイバー網を整備する。(ケーブル延長 約49Km) 市が整備する施設は電気通信事業者通信網の交換機・成端架等に接続する加入者系光ファイバーケーブル網敷設と、交換機・成端架等接続に必要な工事とし、末端側は電柱上の分岐器、端子函までとする。															
	(3) 関連事業の状況		本評価を受けようとする事業は上記(2)にあげる施設的设计・施工の部分であるが、次年度以降の事業として、完成後の施設を電気通信事業者へ貸与し、運営・経営を委託する。 手法はIRU契約(長期安定的な使用权)により市が整備した施設を電気通信事業者へ貸与し、保守委託契約により維持管理を委託し、ブロードバンドサービス提供の協定に基づき電気通信事業者がインターネット接続サービスを地域住民等に提供する。 ※概算年間維持費用 6,000千円															
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">電柱添架料</td> <td style="width: 20%;">1,800千円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>保守費用</td> <td>4,200千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算維持費計</td> <td>6,000千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			電柱添架料	1,800千円			保守費用	4,200千円			概算維持費計	6,000千円			
	電柱添架料	1,800千円																
	保守費用	4,200千円																
	概算維持費計	6,000千円																
			概算IRU料金(収入) 410世帯加入の場合、6,000千円															
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">例</td> <td style="width: 15%;">320世帯加入</td> <td style="width: 15%;">4,700千円</td> <td style="width: 15%;">250世帯加入</td> <td style="width: 15%;">3,700千円</td> </tr> </table>			例	320世帯加入	4,700千円	250世帯加入	3,700千円								
例	320世帯加入	4,700千円	250世帯加入	3,700千円														
事業採択予定年度		平成21年度		完成目標年度	平成22年度(繰越予定)													
要	計画事業費(うち用地費)		財源別内訳又は負担割合		主要事業種目別積算内訳													
	170百万円(0)		国 49百万円 県 23百万円 市 23百万円 その他(起債 98百万円)		設計委託業務 8百万円 施工委託業務 162百万円													

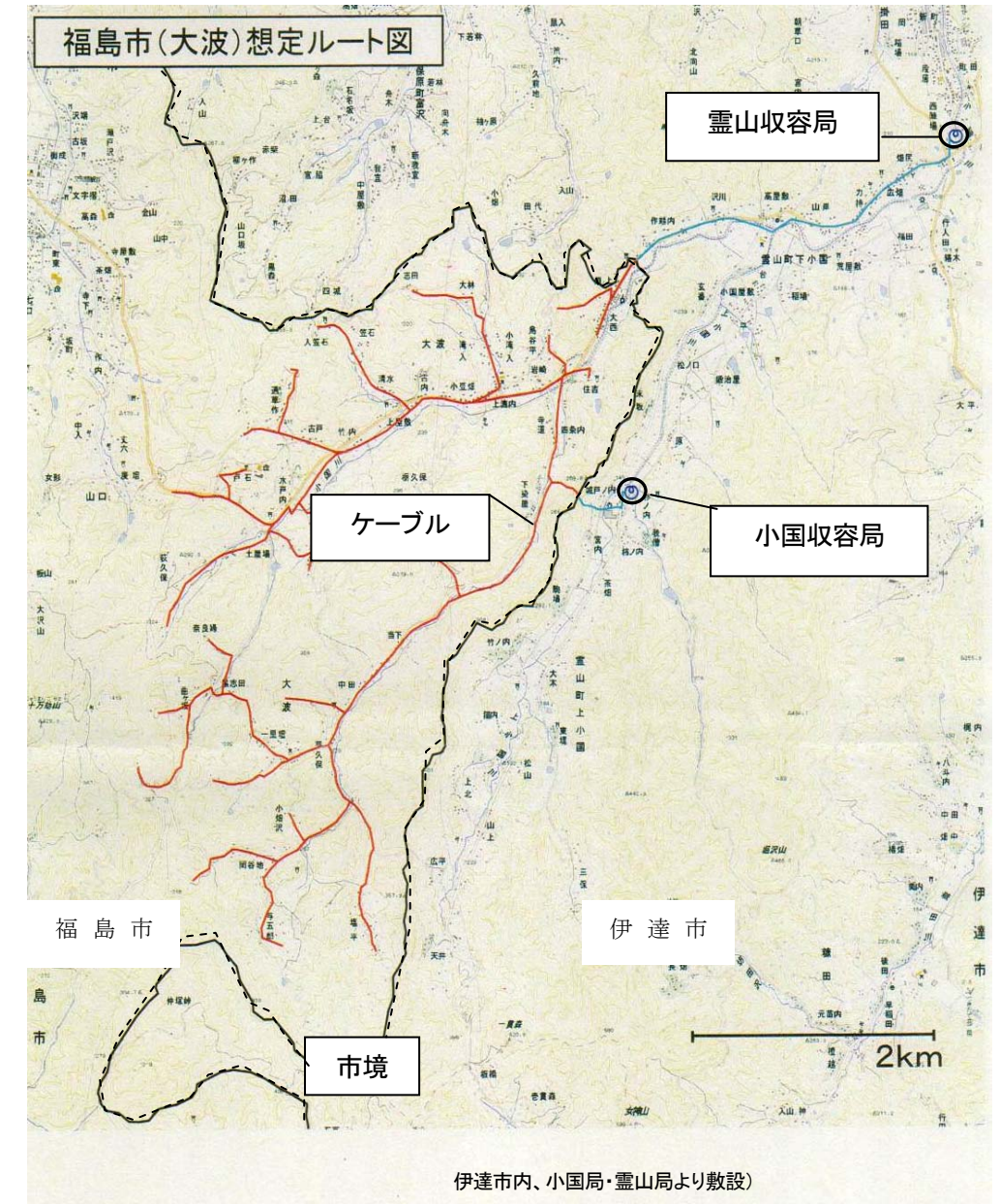
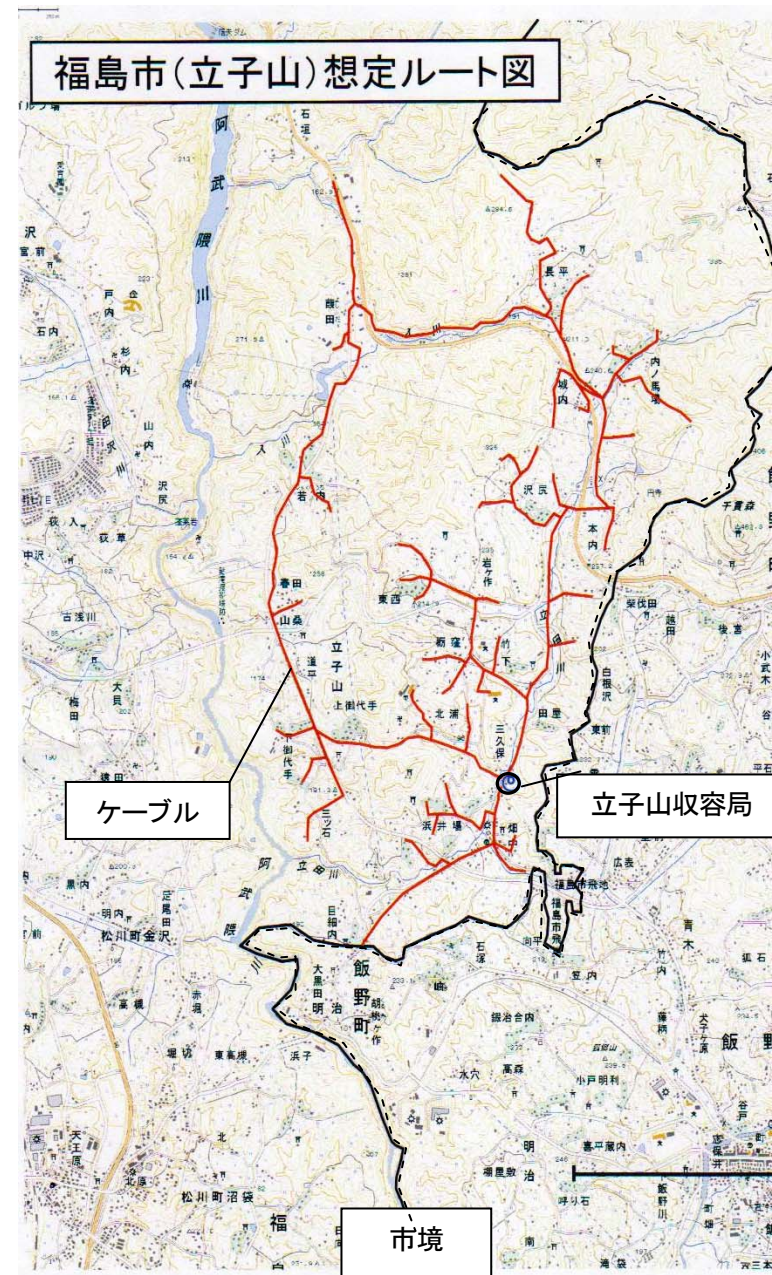
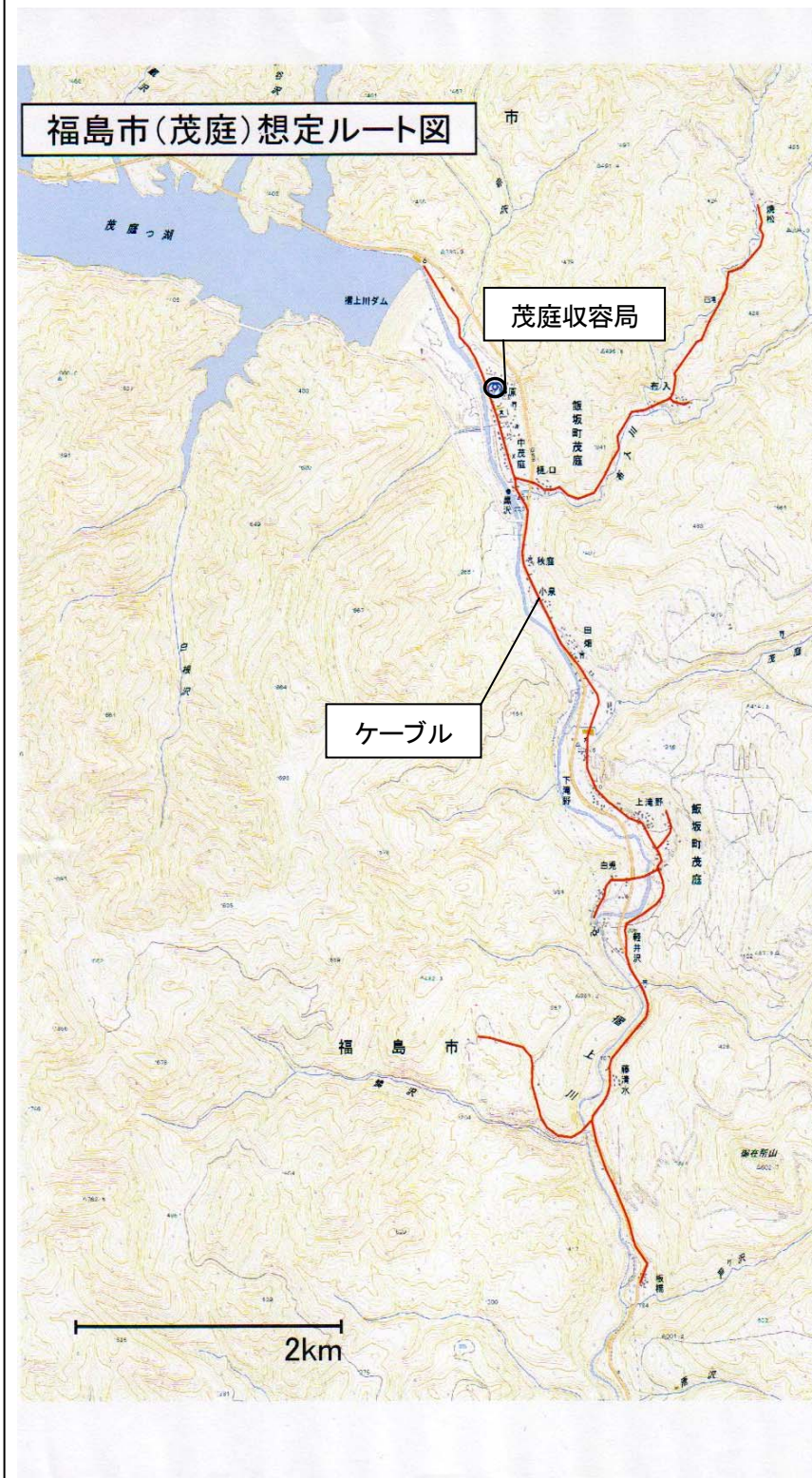
## 事業別評価調書(チェックリスト)

費用対効果分析等	<p><b>【費用対効果分析等】</b>                  (1) 手法</p> <p>(2) 費用対効果の内容                  産業分野においては、「在宅勤務可能等による就業機会の拡大」、「企業立地促進が可能となり、地域住民の雇用機会を確保」「電子商取引の進展による地場産業の販売市場拡大・観光産業の拡大」といった経済効果が得られる。                  本市としては、地域情報発信による地域の活性化が期待できるものと考えている。                  なお、現在同地域においては、ISDN (64kbps) で利用しているが、FTTH (100Mbps) 利用者は高速アクセスが可能のため、同じ時間でISDN利用者よりも多くのページを閲覧でき、動画のダウンロード等も短い時間で行うことが可能である。                  また、ISDNは1回線1台のパソコンの接続であるが、FTTHは1回線でパソコンを2台、3台と接続することが可能である。</p> <p><b>【費用で特記すべき事項】</b></p> <p><b>【需要効果で特記すべき事項】</b>                  地域生活水準の向上                  遠隔教育、遠隔地とのコミュニケーション、高齢者の安否確認、IP電話、医療福祉の充実等                  地域経済の発展                  ブロードバンドを利用したテレワーク等の新規事業の誘致、観光情報・産業情報の発信、企業誘致等                  行政の効率化・高度化                  防災情報提供、遠隔行政相談、電子申請等</p>	国・県・市・民間との役割分担	<p><b>【市が事業実施主体となるべき理由・必要性】</b>                  当該地域は、採算性により民間の進出が期待できない。また、このような場合に国庫補助を利用して自治体が整備を行うことを想定した地域情報通信基盤整備推進交付金制度があり、県内でも19年度から20年度にかけて南相馬市や西郷村など数市町村が既に当制度を利用して整備を行っている。                  さらに、このブロードバンド・ゼロ地域解消事業のための地域情報通信基盤整備推進交付金制度は21年度が最後とされている。21年度は県内約30市町村が同様に実施を予定している。</p> <p><b>【その他特記すべき事項】</b></p>				
	<p><b>【費用で特記すべき事項】</b></p> <p><b>【需要効果で特記すべき事項】</b>                  地域生活水準の向上                  遠隔教育、遠隔地とのコミュニケーション、高齢者の安否確認、IP電話、医療福祉の充実等                  地域経済の発展                  ブロードバンドを利用したテレワーク等の新規事業の誘致、観光情報・産業情報の発信、企業誘致等                  行政の効率化・高度化                  防災情報提供、遠隔行政相談、電子申請等</p>	市民の参画	<p><b>【「ふくしま型『市民協働』の事業とするための推進要綱」に基づく対応】</b></p>				
コスト削減等の可能性	<p><b>【コスト削減に向けた検討状況】</b>                  設計・施工・運営を一元的に委託する電気通信事業者を、公募型プロポーザルにより選定することにより、運営を視野に入れた効率的な設計・施工を行うことができ、事業期間の短縮も可能となる。</p> <p><b>【その他特記すべき事項】</b></p>	総合評価	<p><b>【総合評価と対応方針案】</b>                  (1) 総合評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     高速インターネット接続をしたくてもできない状況は、情報化の時代においていわば孤立状態といえ情報格差が生じている。民間の整備は期待できないので、早急に市が整備し、ブロードバンドサービス提供を実現させ情報格差の解消を図らなければならない。                 </div> <p>(2) 対応方針案及び今後の事業の進め方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">対応方針案</td> <td style="padding: 2px;">新規着手</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">今後の事業の進め方</td> <td style="padding: 2px;">設計・施工に約1年を要するので、22年度へ繰越を予定しており、22年度内完成及びブロードバンドサービス提供を目標として事業を推進する。</td> </tr> </table>	対応方針案	新規着手	今後の事業の進め方	設計・施工に約1年を要するので、22年度へ繰越を予定しており、22年度内完成及びブロードバンドサービス提供を目標として事業を推進する。
対応方針案	新規着手						
今後の事業の進め方	設計・施工に約1年を要するので、22年度へ繰越を予定しており、22年度内完成及びブロードバンドサービス提供を目標として事業を推進する。						

## 平成21年度 評価対象事業概要

<b>整理番号</b>	1	<b>事業名</b>	ブロードバンド環境整備事業													
<b>事業個所</b>	飯坂町茂庭、立子山、大波		<b>担当部課</b>	総務部情報管理課												
<b>【事業概要図】</b>			<b>【位置図】</b>													
<p>市が整備する施設は電気通信事業者通信網の交換機・成端架等に接続する加入者系光ファイバーケーブル網敷設と、交換機・成端架等接続に必要な工事（IP-BOX等）とし、末端側は電柱上の分岐器、端子函までとする。</p>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">資産区分</td> <td style="width: 30%;">通信事業者 (IP-BOX除く)</td> <td style="width: 30%;">自治体</td> <td style="width: 30%;">通信事業者</td> </tr> <tr> <td>設備保守</td> <td>通信事業者 (IP-BOX除く)</td> <td>自治体 (通信事業者へ委託)</td> <td>通信事業者</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td colspan="3">通信事業者</td> </tr> </table> <p>光ケーブル線路図は別紙1のとおり。</p>			資産区分	通信事業者 (IP-BOX除く)	自治体	通信事業者	設備保守	通信事業者 (IP-BOX除く)	自治体 (通信事業者へ委託)	通信事業者	サービス	通信事業者				
資産区分	通信事業者 (IP-BOX除く)	自治体	通信事業者													
設備保守	通信事業者 (IP-BOX除く)	自治体 (通信事業者へ委託)	通信事業者													
サービス	通信事業者															
<b>【事業概要】</b>			<p>1) 事業名称(補助事業) ブロードバンド環境整備事業(地域情報通信基盤整備推進交付金事業)</p> <p>2) 事業期間 平成21年度(平成22年度へ繰越予定)</p> <p>3) 事業の規模・概要 光ファイバーケーブル敷設及び局舎接続施設(ケーブル総延長 48.8Km)          飯坂町茂庭: ケーブル延長 10.1Km 局舎接続機器収容ボックス1基          立子山 : ケーブル延長 18.7Km 局舎接続機器収容ボックス1基          大波 : ケーブル延長 20.0Km 局舎内接続</p> <p>4) 事業費 約1.7億円</p>													





大波地区には局舎がないため伊達市内の霊山収容局、小国収容局よりケーブル敷設をする。  
 また、局舎スペースに余裕があり局舎接続機器を局舎内に置けるため、収容ボックス(IP-BOX)の設置が不要。



<様式2-新>

## 平成21年度 評価対象事業一覧（新規事業分）

（評価の対象となる理由：要綱第3条第2項 予算化しようとする事業）

整理番号	事業名 (地区名等)	事業の概要	完成 目標 年度	全 体 事業費 (百万円) (用地費)	市 が 行 っ た 評 価 の 結 果						今後の事業の進め方 及び特記すべき内容	対応方針 (案)	福島市公共事業 評価委員会の 意見
					総合評価	社会経済情 勢の状況	費用対効果 分析等	コスト削減 等の可能性	国・県・市・ 民間との役 割分担	市民の参画			
2	福島市信夫ヶ丘 競技場改修事業	<p><b>(事業目的)</b> 信夫ヶ丘競技場は、平成8年度から第3種公認競技場として5年ごとに公認の更新を行っており、次期更新予定は、平成23年8月末となっている。第3種公認の更新のためには、トラック・フィールドのウレタン等の改修が必要であるため、平成22年度から24年度の3カ年で改修する。第3種として公認されることにより、現在実施している各種公認大会等の継続開催や競技力向上や競技人口の拡大及び生涯スポーツの更なる普及・振興に寄与することを目的とするものである。</p> <p><b>(全体計画)</b> ・事業期間…H22～H24 ・事業内容…トラック・フィールド等 ウレタン部分舗装 7,513.09㎡ ・事業費…258百万円</p>	H24	258	<p>信夫ヶ丘競技場は、第3種公認競技場として全国大会出場の数足がかりとなる各種公認大会の開催会場となっており、スポーツ振興、競技力向上の観点から重要性が非常に高いことから、第3種公認更新のための改修工事は必要である。</p>	<p>平成20年度に競技場で開催された公認大会数は18、利用者数は12,708名である。また、全国規模の大会として東日本女子駅伝や各種公認大会等の会場であることから、競技場改修による公認継続が望まれる。</p> <p>平成21年12月7日には福島陸上競技協会及び県北陸上競技協会連名で「信夫ヶ丘陸上競技場の整備に関する要望書」を受理した。</p>	<p>競技場改修事業は、陸上競技の競技力向上や競技人口の拡大、生涯スポーツの普及・振興を図るものであり、また、全国規模の大会誘致につながるものである。</p>	<p>抜気管による水蒸気圧力の排出技術導入、ウレタン自体の遮熱処理、ウレタン接着面の強化処理等の技術の導入により、トラック等の表層ウレタン部の膨れが出にくい構造とすることで、施設の耐久性向上（長寿命化）を図る。</p>	<p>信夫ヶ丘競技場は、「福島市信夫ヶ丘運動場条例」に基づき設置しているため市が事業主体となって事業を進める。</p>	<p>平成22年度に測量実施設計を行い、平成23年度から24年度で改修工事を施行し、第3種公認更新手続きを行う。</p> <p>改修工事にあたっては、隣接する中学校の生徒の安全確保に留意するとともに周辺住民への影響など十分配慮し事業を進める。</p>	新規着手		

<様式4-1> (新規事業分)

## 事業別評価調書 (チェックリスト)

整理番号	2	事業名	福島市信夫ヶ丘競技場改修事業		単独	地区名(事業箇所名)	福島市信夫ヶ丘競技場	担当部課名	教育委員会 保健体育課	
評価を受ける理由	新規事業		<p>[事業に関する社会経済情勢等] (特記すべき事項)</p> <p>(1) 事業に関連する項目 平成20年度に競技場で開催された公認大会の利用実績は、18の大会数、12,708名となっている。ここで開催された各種大会は、東北大会・全国大会等上位大会への出場の足がかりとなる大会であり、公認陸上競技場での記録でなければ上位大会へは出場はできない。</p> <p>(2) 地元住民・受益対象者の意向 毎年、陸上競技場では、利用団体が各種公認大会等を実施している。受益対象者である利用団体は、今後も3種公認施設として大会開催での施設利用継続を要望している。 主な利用団体(受益対象者) ・福島市体育協会 ・福島陸上競技協会、県北陸上競技協会、福島市陸上競技協会 ・高校体育連盟 ・中学体育連盟</p> <p>(3) 関係機関・団体の意向 福島市は、平成21年12月7日、福島陸上競技協会及び県北陸上競技協会連名で、ひきつづき第3種公認競技場として、「信夫ヶ丘陸上競技場の整備に関する要望書」を受理した。</p> <p>[事業に関連する評価指標等] (1) 主要な評価指標 ・東日本女子駅伝の継続開催 ・各種公認大会等の継続開催</p> <p>(2) その他特記すべき事項</p>							
根拠となる項目 (○をつける)	要綱	第3条第1項(1) 事業採択から5年経過した時点で未着工の事業								
		第3条第1項(2) 事業採択から10年を経過した時点で継続中の事業								
		第3条第1項(3) 評価実施から5年経過した時点で継続中の事業								
		第3条第1項(4) 計画変更を行おうとする事業(軽微なものは除く)								
		第3条第1項(5) その他社会経済情勢の変化に伴い評価実施の必要が生じた事業								
	○	第3条第2項 事業に係る予算を新たに措置し、又は事業に着手しようとする事業								
		第3条第3項 本要綱と異なる対象事業案件が通知された国庫補助事業等								
事業根拠法・要綱等の名称										
事業の概要	[事業目的及び全体計画]		<p>(1) 事業目的 信夫ヶ丘陸上競技場は、昭和26年に福島県が整備し、昭和49年福島市に日本陸上競技連盟第1種公認競技場として移管になっている。昭和53年の全国高等学校総合体育大会の会場として、昭和51、52年度の2ヵ年で改修している。平成8年度からは、第3種公認競技場として5年毎に公認の更新を行っており、次期更新予定は平成23年8月末となっている。 改修から30年が経過して、トラック・フィールド等のウレタン舗装の磨耗、損傷が進んでおり、これらを整備し、次期第3種公認を受けるものである。</p> <p>(2) 全体計画 〈事業計画〉 ①事業期間 平成22年度～平成24年度 平成23年8月公認の更新となっているが、経過措置により、平成24年工事完了後、平成23年9月1日に遡って公認となる。 ②事業概要 ●トラック 1周400m8コース オールウェザーS舗装 ●フィールド 走巾跳、三段跳、棒高跳、走高跳、槍投(助走路オールウェザーS舗装) ●ウレタン部分面積計 7,513.09㎡ (走路) 4,656.60㎡ (インフィールドAゾーン) 1,266.20㎡ (インフィールドBゾーン) 1,266.20㎡ (走幅、三段跳助走路) 234.09㎡ (棒高跳助走路) 90.00㎡ ③総事業費 258百万円</p> <p>(3) 関連事業の状況 なし</p>							
	事業採択予定年度	平成22年度								完成目標年度
全体事業費	計画事業費(うち用地費)	財源別内訳又は負担割合		<p>主要事業種目別積算内訳</p> <p>・設計業務委託費 8百万円 ・改修工事費 250百万円</p>						
	258百万円( )	国 県 市 258百万円	その他( )							



## 事業別評価調書(チェックリスト)

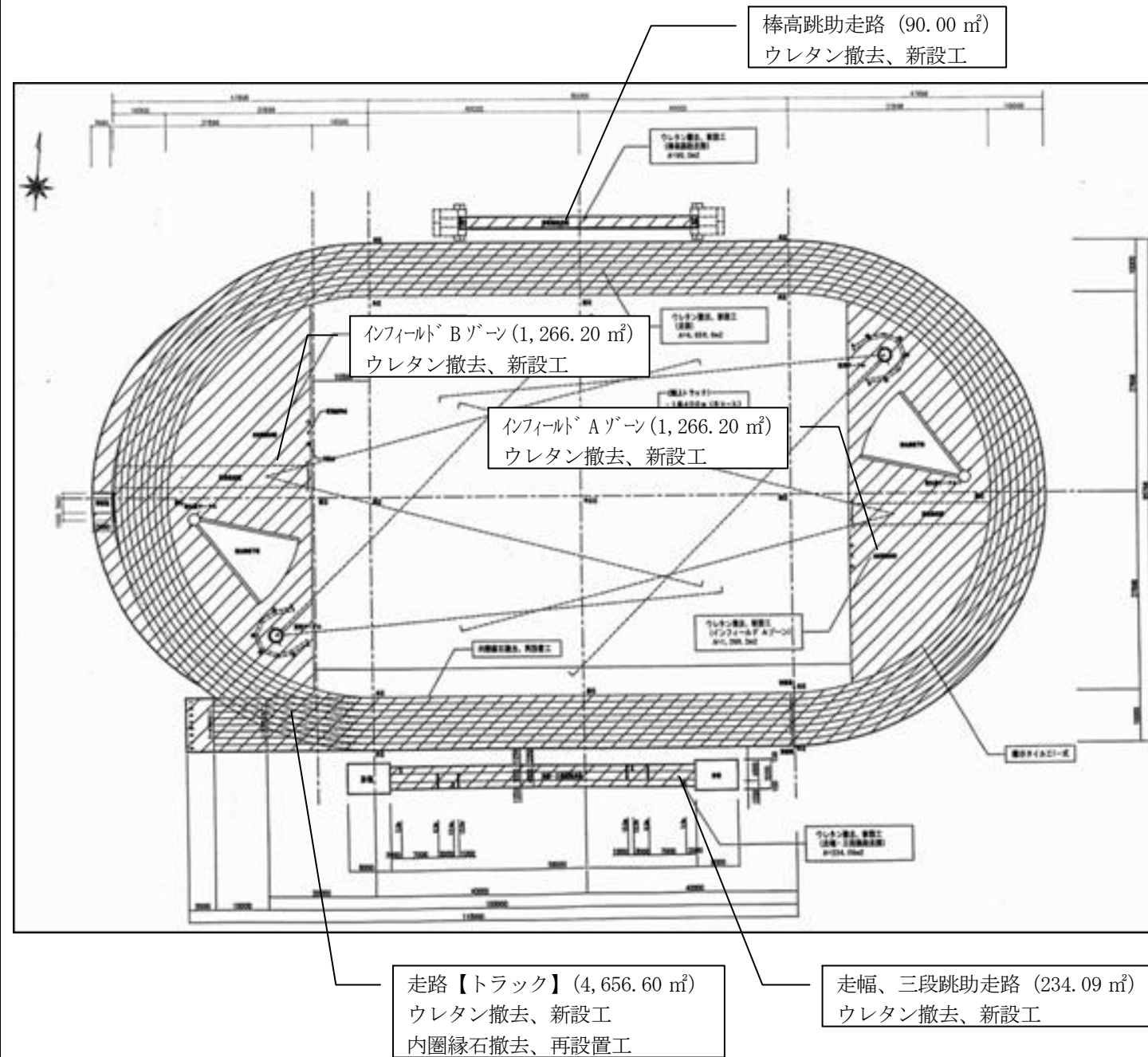
<p><b>費用対効果分析等</b></p> <p>【費用対効果分析等】 (1) 手法</p> <p>(2) 費用対効果の内容 競技場改修事業は、陸上競技の競技力向上や競技人口の拡大、生涯スポーツの普及・振興を図るものである。また、大きな大会の誘致につながるものである。</p> <p>【費用で特記すべき事項】</p> <p>【需要効果で特記すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技場は、全国規模の大会である東日本女子駅伝の会場となっている。</li> <li>・ 毎年、県内外から高校生等の定期練習での利用がある。 (平成20年度は山形、東京、群馬、北海道)</li> <li>・ 県北地域の中心施設として、地域内の小・中・高校の各種大会の利用がある。</li> </ul>	国・県・市・民間との役割分担	<p>【市が事業実施主体となるべき理由・必要性】</p> <p>信夫ヶ丘陸上競技場は、福島市信夫ヶ丘運動場条例（昭和49年4月1日施行）に基づき設置している。</p> <p>【その他特記すべき事項】</p>				
	市民の参画	<p>【「ふくしま型『市民協働』の事業とするための推進要綱」に基づく対応】</p>				
<p><b>コスト縮減等の可能性</b></p> <p>【コスト縮減に向けた検討状況】</p> <p>抜気管による水蒸気圧力の排出技術導入、ウレタン自体の遮熱処理、ウレタン接着面の強化処理等の技術の導入により、トラック等の表層ウレタン部の膨れが出にくい構造とすることで、施設の耐久性向上（長寿命化）を図る。</p> <p>【その他特記すべき事項】</p>	総合評価	<p>【総合評価と対応方針案】</p> <p>(1) 総合評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※上記の各視点毎の評価結果を踏まえ、必要性、重要性、緊急性、有効性、その他実現性等の観点に留意しながら、総合的に記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信夫ヶ丘陸上競技場は、3種公認競技場として全国大会出場の足がかりとなる各種公認大会の開催会場となっているため、改修事業は、スポーツ振興、競技力向上の観点から重要性が非常に高い。</li> </ul> </div> <p>(2) 対応方針案及び今後の事業の進め方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">対応方針案</td> <td>新規着手</td> </tr> <tr> <td>今後の事業の進め方</td> <td>平成22年度に測量業務委託し、平成23年、24年度の2ヵ年計画で改修する。事業実施にあたっては、隣接する中学校があることから、生徒の安全確保及び近隣住民へ与える騒音等の影響に留意しながら進める。</td> </tr> </table>	対応方針案	新規着手	今後の事業の進め方	平成22年度に測量業務委託し、平成23年、24年度の2ヵ年計画で改修する。事業実施にあたっては、隣接する中学校があることから、生徒の安全確保及び近隣住民へ与える騒音等の影響に留意しながら進める。
対応方針案	新規着手					
今後の事業の進め方	平成22年度に測量業務委託し、平成23年、24年度の2ヵ年計画で改修する。事業実施にあたっては、隣接する中学校があることから、生徒の安全確保及び近隣住民へ与える騒音等の影響に留意しながら進める。					

## 平成21年度 評価対象事業概要

整理番号	2	事業名	福島市信夫ヶ丘競技場改修事業
事業個所	福島市古川 14-1	担当部課	教育委員会 保健体育課

**【事業概要図】**

(福島市信夫ヶ丘競技場 トラック、フィールド平面図)



**【位置図】**



**【事業概要】**

< 事業計画 >

①事業期間 平成22年度～平成24年度

②事業概要

- トラック 1周400m8コース オールウェザーS舗装
- フィールド 走巾跳、三段跳、棒高跳、走高跳、槍投 (助走路オールウェザーS舗装)

●ウレタン部分面積計 7,513.09 m<sup>2</sup>

(走路)	4,656.60 m <sup>2</sup>	(インフィールド Aゾーン)	1,266.20 m <sup>2</sup>	(インフィールド Bゾーン)	1,266.20 m <sup>2</sup>
(走幅、三段跳助走路)	234.09 m <sup>2</sup>	(棒高跳助走路)	90.00 m <sup>2</sup>		

③総事業費 258百万円





## 平成21年度 評価対象事業一覧（新規事業分）

(評価の対象となる理由：要綱第3条第2項 予算化しようとする事業)

整理番号	事業名 (地区名等)	事業の概要	完成 目標 年度	全 体 事業費 (百万円) (用地費)	市 が 行 っ た 評 価 の 結 果					今後の事業の進め方 及び特記すべき内容	対応方針 (案)	福島市公共事業 評価委員会の 意見
					総合評価	社会経済情 勢の状況	費用対効果 分析等	コスト削減 等の可能性	国・県・市・ 民間との役 割分担			
3	水道管路近代化 推進事業	<p>(事業目的)</p> <p>福島市上水道事業における送・配水管総延長は、1,530kmあり、法定耐用年数(40年)を超過した老朽管が52.4km現存している。老朽管のうち創設時に整備した铸铁管は、市内中心部に約23.4km未更新のまま現存している。铸铁管は、耐震性に乏しく破損による被害の拡大が懸念されることから、铸铁管の早期更新と併せた市内中心部における基幹管路の更新に早期着手することで、耐震性の向上と安定供給を維持することを目的とするものである。</p> <p>(全体計画)</p> <p>事業期間           H22～H30</p> <p>配水管布設延長   13.3km</p>	H30	1,358	老朽管更新事業は、創設時に整備した铸铁管が最も古く耐震性にも乏しいことから、優先的に更新することで、耐震適合性のある管による配水管整備により、耐震性の向上を計画的に進めるものであり、災害時においてもライフライン機能が確保され、断水戸数の軽減や市内中心部の都市機能の維持にも繋がるものである。	平成19年には、能登半島及び中越沖地震、平成20年には、岩手・宮城内陸地震、岩手沿岸北部地震等、相次いで最大震度6強の地震が発生し、水道施設への甚大な被害が生じ、水道施設の耐震性の向上が改めて認識された。	費用及び便益を換算係数により現在価値化する方法を用いると1.26となり、投資効率性があり実施は妥当であると判断される。また、漏水による損失や修繕費用の削減に繋がり、水道料金の抑制にも効果的である。	他事業者との共同施行及び施行時期等の調整による工事費の軽減等コスト削減を図る。	事業実施箇所が、当該給水区域内であることから、国補助を導入しながら、市が事業主体となって事業を進める。	<p>国庫補助(1/3)の導入や他事業者との共同施行を取り入れることで、事業費の削減を図り铸铁管の更新期間の短縮に努める。</p> <p>法定耐用年数を超過する老朽管は増加する傾向にあるため、更新事業の平準化に向けて効率かつ効果的に事業を推進していく。</p>	新規着手	

## 事業別評価調書 (チェックリスト)

整理番号	3	事業名	水道管路近代化推進事業 (老朽管更新事業)		補助	地区名 (福島市内)	福島市給水区域	担当部課名	水道局 企画課	
評価を受ける理由	新規事業									
根拠となる項目 (○をつける)	要綱	第3条第1項 (1) 事業採択から5年経過した時点で未着工の事業								
		第3条第1項 (2) 事業採択から10年を経過した時点で継続中の事業								
		第3条第1項 (3) 評価実施から5年経過した時点で継続中の事業								
		第3条第1項 (4) 計画変更を行おうとする事業 (軽微なものは除く)								
		第3条第1項 (5) その他社会経済情勢の変化に伴い評価実施の必要が生じた事業								
	○	第3条第2項 事業に係る予算を新たに措置し、又は事業に着手しようとする事業								
	第3条第3項 本要綱と異なる対象事業案件が通知された国庫補助事業等									
事業根拠法・要綱等の名称										
事業の概要	[事業目的及び全体計画] (1) 事業目的 福島市上水道事業における送・配水管総延長は約 L=1,530.0kmあり、法定耐用年数(40年)を超過した老朽管が約 L=52.4km (全体の約3.4%) 現存している。(平成20年度末現在) 老朽管のうち、創設時(大正14年)に整備した鑄鉄管(CIP)は、市内中心部に多く現存し、約 L=23.4kmが未更新であり、老朽管の約44.7%に該当する。また、約34.1%に該当するダクタイル鑄鉄管(DIP-A)は、基幹管路や主要配水管に多く用いられている。 鑄鉄管は、耐震性に乏しく配水管路の破損による被害(断水区域・2次被害)の拡大が懸念されるが、基幹管路に用いている老朽管のダクタイル鑄鉄管についても同様であり、より多くの被害が予測されることから、地震対策として鑄鉄管の早期更新と併せた市内中心部における基幹管路の更新に早期着手することで、面的整備を図り耐震性の向上と安定供給を維持することを目的とする。									
	(2) 全体計画…評価実施細目<第4-2.③> 本市の水道は、摺上川ダムを水源とする福島地方水道用水供給企業団からの本格受水を受け、供給体系が大きく変わったことから、鑄鉄管の更新については、現状の供給体系に見合った施設規模への縮小を前提とした適正化に取組み平成21年度から本格的な更新事業(第1期事業)に着手したところであるが、平成22年度から基幹管路におけるダクタイル鑄鉄管が国庫補助対象施設に追加されることを受け、次期計画としていた基幹管路の更新について早期着手が容易となり、総合的な更新事業の促進と効率化に繋がるため、基幹管路を含めた新規事業として着手する。 新規事業は、鑄鉄管の更新事業(第2期事業)と基幹管路の更新事業(第3期事業)から構成し、平成30年度までに約 L=14.6kmを更新する全体計画であり、本事業(第2期事業)においては、約 L=13.3kmを更新する。また、配水管を、耐震管・耐震適合性がある管(別紙-1参照)で更新することにより、耐震化の促進を図るものである。 なお、基幹管路の更新事業(第3期事業)は、平成24年度から着手する計画とする。 <<事業計画>> ・事業期間 平成22年度～平成30年度(9年間) ・事業概要 配水管布設延長(φ75mm～φ300mm) 約 L=13.3km ・総事業費 約13.6億円									
		事業採択予定年度		平成22年度	完成目標年度	平成30年度				
要	全 体 事 業 費	計画事業費(うち用地費)		財源別内訳又は負担割合		主要事業種目別積算内訳				
		1,358百万円(0)		国	1/3	委託設計業務		21百万円		
				県	2/3	(橋梁添架工設計・推進工設計)				
		市		管布設工		1,337百万円				
		その他( )		(主要配水管・配水管)						
[事業に関する社会経済情勢等] (特記すべき事項) …評価実施細目<第4-1.③及び⑤> (1) 事業に関連する項目 平成19年には、能登半島及び中越沖地震、平成20年には、岩手・宮城内陸地震、岩手沿岸北部地震等、相次いで最大震度6強の地震が発生し、水道施設への甚大な被害が生じ、水道施設の耐震性の向上が改めて認識された。 (2) 地元住民・受益対象者の意向 平成19年度の摺上川ダム水の供給に伴い実施した『水道に関するアンケート調査』(約1,000人回答)では、水道局の取り組みについての重要度合いは、水道水の安全性や安定した給水について約97%の方が重要であると回答したほか、災害時の対応についても約95%の方が重要であるとの回答あった。 また、その取り組みの満足度は、水道水の安全性や安定した給水については70%前後の方が満足であると回答があったが、一方の災害時の対応については約30%の方が満足であるとの回答であり、満足度の低いことが確認された結果となった。 これらのことから、耐震適合性がある管による更新は、耐震性の向上が図られ、災害に対する機能強化や市内中心部の都市機能の維持にも繋がることから、防災対策として期待されている。 また、重要給水施設配水管の整備事業との連携により、災害時の避難所となる施設(学校等)への配水管の更新を、耐震管(DIP-NS※)をもって整備することで、耐震化の促進も併せて期待される。 ※ダクタイル鑄鉄管NS形(DIP-NS)とは、管体強度が大きく、優れた強じん性があり、外圧・内圧に対する耐力、継手の水密性、耐久性、地盤変動に対する順応性、施工性などの特性がある。 NS形継手は、免震的な考え方に基づいた耐震性能を有する継手で、大きな伸縮量と離脱防止機構を有しており、地震時には継手が伸縮、屈曲しながら追従し、限界まで伸び出した後は、離脱防止機構が働き、管路の機能を維持できる性能を持つものである。 (3) 関係機関・団体の意向 住民の生命の安全を確保するために、避難所(災害時の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設)の整備が市地域防災計画(福島市防災室)に求められており、これら拠点施設への配水管の耐震化が併せて求められている。 [事業に関連する評価指標等] (1) 主要な評価指標 (2) その他特記すべき事項(水道施設整備国庫補助事業評価実施細目)…市評価内容との重複部は除く ① 用地取得の見通し…評価実施細目<第4-2.①> 管路の布設替えのため、取得する用地はないので事業進捗に影響はない。 ② 関連法手続き等の見通し…評価実施細目<第4-2.②> 道路法に基づく道路占用許可については、道路管理者と協議を進めており、遅滞なく許可を得られる見込みである。 ③ 事業実施上の課題…評価実施細目<第4-2.④> 漏水事故の増大が懸念されるため、できる限り早期完了が望まれるが、財政面での予算の捻出が困難な状況にある。 ④ 代替案…評価実施細目<第4-3.②> 水道としての効率的な水輸送を考えた場合、管路による方法が最良であると考えられることから、代替案の立案の可能性は少ないと考える。また、本事業を行わなかった場合、老朽化が進行することにより、漏水事故の増加等から、安定給水に支障をきたし住民生活へ影響をおよぼしたり、有収率が低下し料金収入にも影響がでたりすることが予想される。										

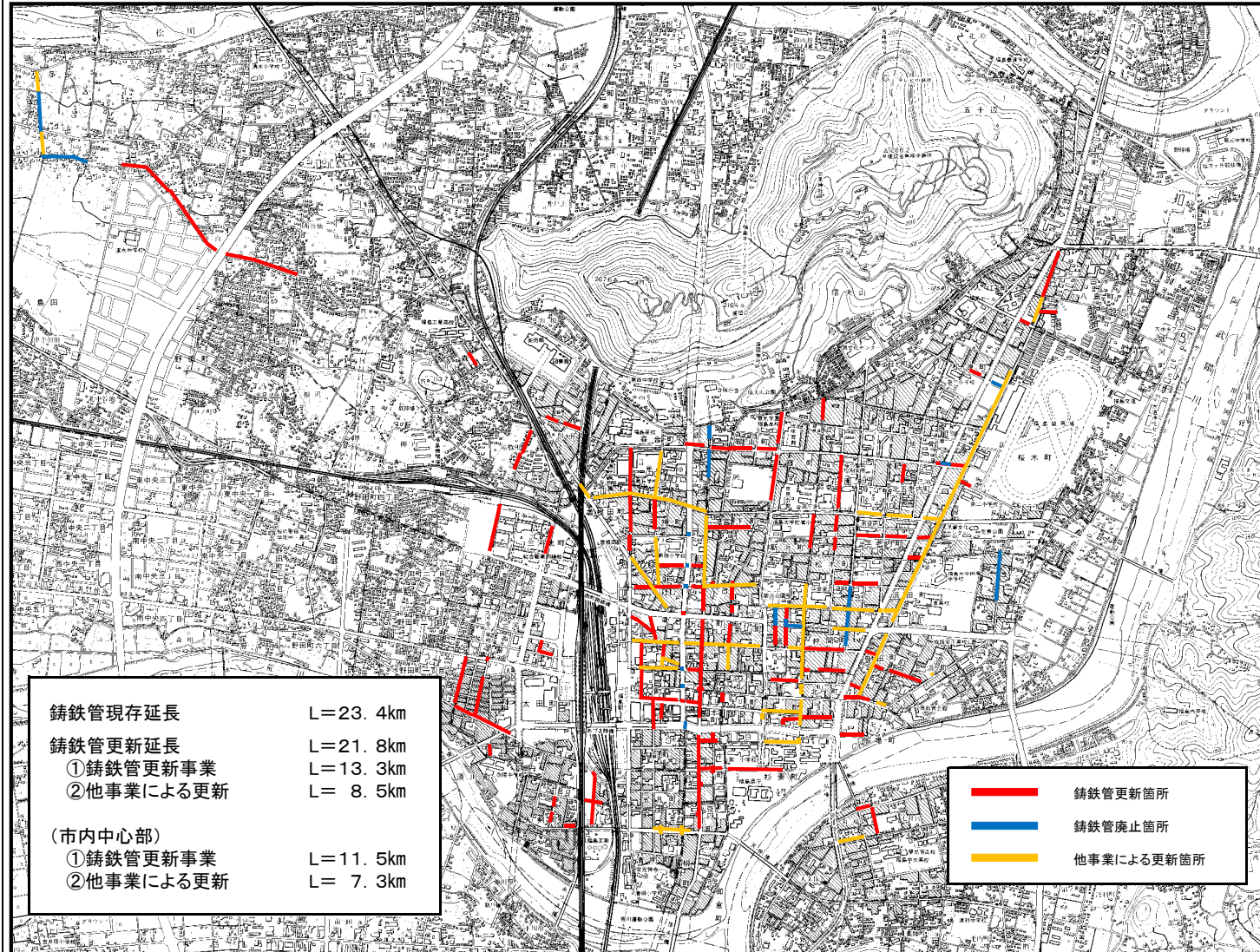




## 平成21年度 評価対象事業概要

整理番号	3	事業名	水道管路近代化推進事業（老朽管更新事業）	
事業個所	福島市内（市内中心部）	担当部課	水道局 企画課	

**【事業概要図】**



**【位置図】**



**【事業概要】**

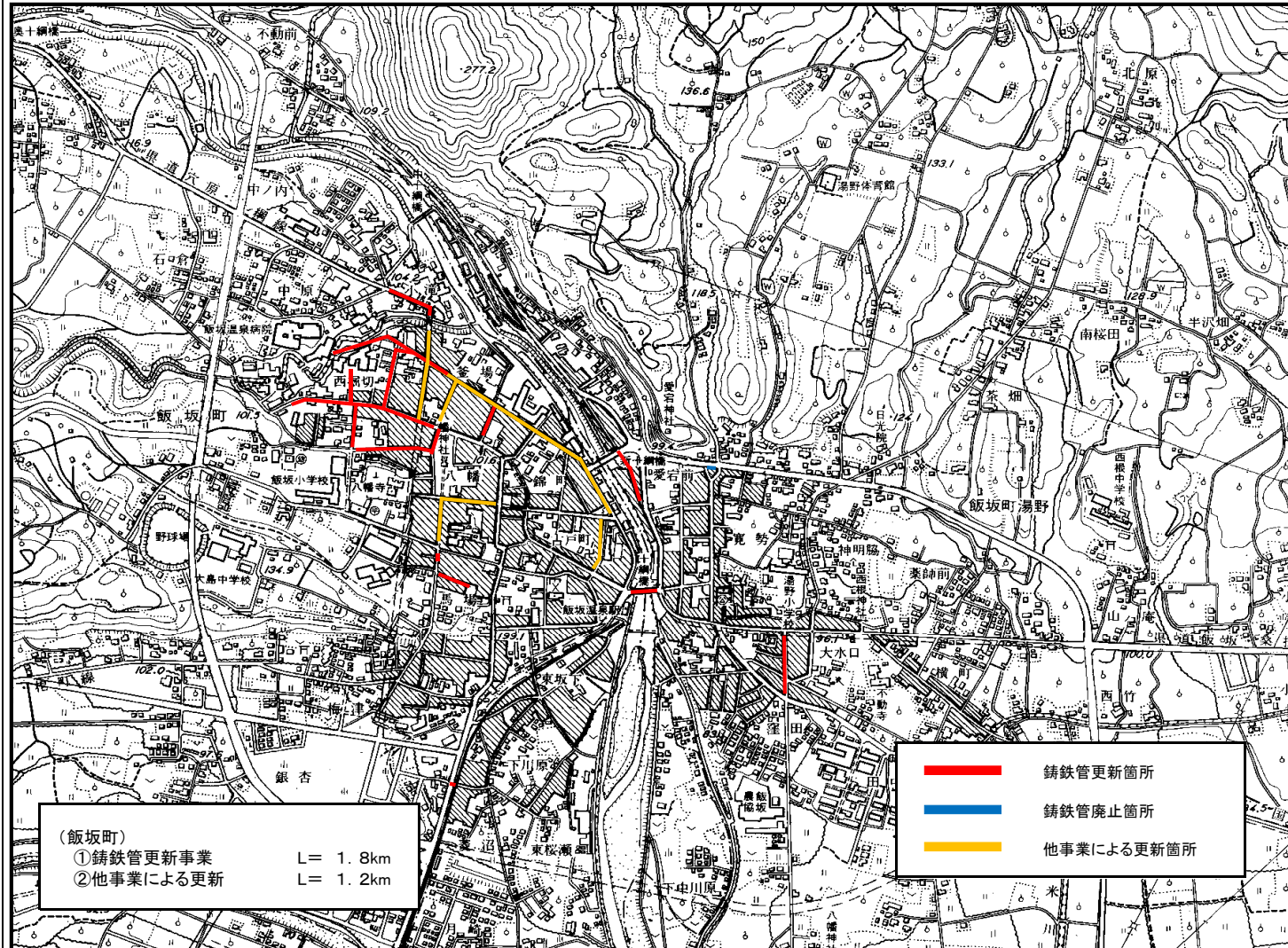
事業名称（補助事業）	水道管路近代化推進事業（老朽管更新事業）	
事業期間	平成22年度～平成30年度（9年間）	
事業の規模・内容	配水管布設工（φ75mm～φ300mm）	L=13.3km
	（市内中心部） 配水管布設工（φ75mm～φ300mm）	L=11.5km
	（飯坂町） 配水管布設工（φ75mm～φ200mm）	L= 1.8km
事業費	約13.6億円	



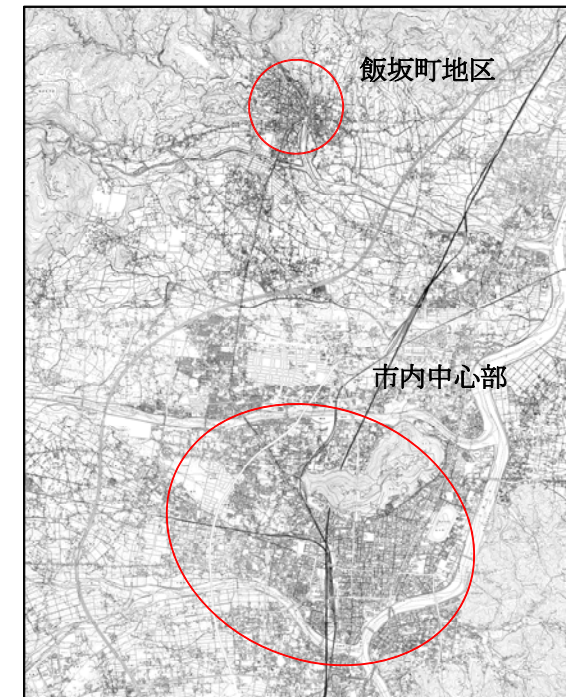
## 平成21年度 評価対象事業概要

整理番号	3	事業名	水道管路近代化推進事業（老朽管更新事業）	
事業個所	福島市内（飯坂町地区）	担当部課	水道局	企画課

**【事業概要図】**



**【位置図】**



**【事業概要】**

事業名称（補助事業）	水道管路近代化推進事業（老朽管更新事業）	
事業期間	平成22年度～平成30年度（9年間）	
事業の規模・内容	配水管布設工（φ75mm～φ300mm）	L= 13.3km
	（市内中心部） 配水管布設工（φ75mm～φ300mm）	L= 11.5km
	（飯坂町） 配水管布設工（φ75mm～φ200mm）	L= 1.8km
事業費	約13.6億円	